

申請等手数料一覧(2)

(札幌市証明等手数料条例 別表)

作成: 令和7年4月1日

(法第5条第1項～第7項)

(円)

延べ面積 (㎡) (注1)	登録住宅性能評価機関 による適合確認済み (注2)	左記以外	
	新築・新築以外共通	新築	新築以外
200 以下	14,000	46,000	62,000
200 超え 500 以下	25,000	107,000	148,000
500 " 1,000 "	40,000	170,000	235,000
1,000 " 2,500 "	65,000	333,000	469,000
2,500 " 5,000 "	98,000	595,000	843,000
5,000 " 10,000 "	149,000	1,021,000	1,458,000
10,000 " 20,000 "	252,000	1,888,000	2,706,000
20,000 " 30,000 "	318,000	2,697,000	3,886,000
30,000 超え	361,000	3,303,000	4,774,000

(注1) 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積

(注2) 長期使用構造等について登録住宅性能評価機関の確認を受け、その結果として同機関が交付した書類を添付する必要があります。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2)

※評価機関の審査に要する費用は、それぞれの機関にお問い合わせください。

【共同住宅の認定手数料】

共同住宅の認定は住戸単位の申請となるため、申請1件あたりの認定申請手数料は、延べ面積の区分による手数料を、当該共同住宅について同時に行う申請件数で除した額となります。(100円未満切捨て)

ただし、区分所有住宅については、棟単位の申請となります。(法第5条第4・5・7項)

<手数料計算例>

戸数75戸、延べ面積7,500㎡の共同住宅(区分所有住宅以外)について、75戸の申請を同時に行う場合

申請1件(1戸)あたりの手数料 149,000(円) ÷ 75(件) = 1986.7 ≒ 1,900(円)

申請75件の手数料の合計 1,900(円) × 75(件) = 142,500(円)

※ 区分所有住宅は棟単位の申請となるため、申請1件(75戸)で、149,000(円)となります。

(法第8条第1項)

(円)

延べ面積 (㎡)	登録住宅性能評価機関 による適合確認済み	左記以外	
	又は 長期使用構造等に 変更なし (注3)	新築	新築以外
	新築・新築以外共通		
200 以下	7,000	23,000	31,000
200 超え 500 以下	12,500	53,500	74,000
500 " 1,000 "	20,000	85,000	117,500
1,000 " 2,500 "	32,500	166,500	234,500
2,500 " 5,000 "	49,000	297,500	421,500
5,000 " 10,000 "	74,500	510,500	729,000
10,000 " 20,000 "	126,000	944,000	1,353,000
20,000 " 30,000 "	159,000	1,348,500	1,943,000
30,000 超え	180,500	1,651,500	2,387,000

(注3) 【長期使用構造等に変更のない場合の計画変更認定】
登録住宅性能評価機関の審査を受ける必要はありません。

<手数料計算例>

戸数75戸、延べ面積7,500㎡の共同住宅(区分所有住宅以外)について、30戸の変更申請を同時に行う場合

申請1件(1戸)あたりの手数料 74,500(円) ÷ 30(件) = 2483.3 ≒ 2,400(円)

申請30件の手数料の合計 2,400(円) × 30(件) = 72,000(円)

※ 区分所有住宅は棟単位の申請となるため、申請1件(30戸)で、74,500(円)となります。

(3)変更(譲受人の決定時)の認定(法第9条第1項・第3項)

(円)

1件につき	1,900
-------	-------

(4)地位の承継の承認(法第10条)

(円)

1件につき	1,400
-------	-------

(5)認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合

(A)～(C)を合計した額

(A)確認審査を行う場合の加算(建築基準法施行条例第74条の4)

(円)

床面積の合計(㎡)	金額(右欄は特例建築物(※1)の場合)	
30 以下	28,000	11,000
30 超え 100 以下	32,000	18,000
100 " 200 "	41,000	27,000
200 " 500 "	65,000	-
500 " 1,000 "	115,000	-
1,000 " 2,000 "	159,000	-
2,000 " 10,000 "	309,000	-
10,000 " 50,000 "	546,000	-
50,000 超え	1,082,000	-

(注意)

※1 特例建築物: 建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に掲げる建築物

※2 上記床面積の合計は次により算出します。

1 新築、増築、改築の場合

当該新築・増築・改築に係る部分の床面積

2 移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合

当該移転、大規模の修繕・模様替、用途変更に係る部分の床面積の1/2

3 計画変更の場合

当該計画変更に係る部分の床面積の1/2

(床面積が増加する部分については、当該増加部分の床面積)

(B)構造計算適合性判定に準じた審査を行う場合の加算

(札幌市証明等手数料条例付表4の項、6の項)

(円)

床面積の合計(㎡)	認定プログラム	その他
1,000 以下	129,000	189,000
1,000 超え 2,000 以下	160,000	240,000
2,000 " 10,000 "	171,000	261,000
10,000 " 50,000 "	203,000	313,000
50,000 超え	330,000	570,000

(注意)

※上記床面積の合計は、構造計算1件ごとの床面積の合計により算出します。

(C)昇降機を含む場合の加算(建築基準法施行条例第74条の5)

(円)

	小荷物専用昇降機	左記以外の昇降機
1基につき	10,000	16,000
(計画変更の場合)	7,000	9,000

2 バリアフリー法に基づく認定

特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定(法第17条第1項)

及び変更の認定(法第18条第1項)

法第17条第1項	122,000円
法第18条第1項	61,000円

※ 認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合は、

上記1(5)の手数料が加算されます。